

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課 長 滝澤 成
	主任賃金指導官 工藤 優
	賃金指導官 高橋 幸樹 TEL 3512-1614 (直通)

東京都最低賃金を 837 円に引上げ

東京労働局長は、東京都最低賃金を、10月1日から、16円引き上げて、時間額 837 円に改正することを決定しました。

- 1 東京都最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年7月4日、東京労働局長(山田 亮)から東京地方最低賃金審議会(会長 安西 愈(まさる))に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月5日、現行の時間額 821 円を 16 円引き上げて、837 円に改正する(引上率 1.95%)ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額 837 円、効力発生日を本年 10 月 1 日とする決定を行い、本日(9月1日)官報公示を行いました。

これにより、東京都最低賃金は、10月1日から時間額 837 円に引き上げられます。

- 2 今回の答申は、東京都最低賃金が生活保護水準と比較したところ 16 円下回っていたことから、生活保護に係る施策との整合性を図るため、その乖離を今年度で解消することを内容とするものです。
- 3 今後、東京労働局では、改正後の東京都最低賃金額の周知に努めるとともに、重点的な監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしています。

〔 参 考 1 〕

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当

臨時に支払われる賃金

賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

〔 参 考 2 〕

過去10年間の改正状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
引上額	5円	0円	0円	2円	4円
時間額	708円	708円	708円	710円	714円

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
引上額	5円	20円	27円	25円	30円
時間額	719円	739円	766円	791円	821円

関東各県における平成23年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額	発効日(予定)
神奈川	836円	10月1日
埼玉	759円	10月1日
千葉	748円	10月1日
茨城	692円	10月7日
栃木	700円	10月1日
群馬	690円	10月6日